

令和 8 年度 山口市再エネ設備等導入事業費補助金 申請の手引き

(中心市街地エリアで次の設備を導入する事業者向け)

- ・ 太陽光発電設備
- ・ 蓄電池
- ・ エネルギーマネジメントシステム (EMS)

令和 8 年 8 月 10 日版

【問合せ・提出先】

山口市環境部 環境政策課 地域脱炭素推進室

住所：〒753-8650 山口市亀山町 2 番 1 号

メール：kankyo@city.yamaguchi.lg.jp

電話：083-934-2688

市ホームページ：

<https://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/48/192512.html>



改訂履歴

改訂年月日	改訂内容等
令和 8 年 8 月 1 0 日	新規作成

補助金を活用した事業の実施にあたって

本補助金は、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）を活用した間接補助事業です。申請にあたっては、本手引きを十分に確認していただくとともに、以下の点をご理解の上、補助金の受給に関する全ての手続きを適正に行ってください。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合、市は、補助金の受給者に対して、必要に応じて現地調査等を実施します。なお、事業に係る取引先（委託先、外注（請負）先以降も含む。）に対して、不明瞭な点が確認された場合は、補助金の受給者立ち会いのもと、必要に応じて現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力を依頼していただきます。
- ③ ②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額を返還していただきます。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第 29 条から第 32 条において、刑事罰等を科す旨が規定されています。あらかじめ補助金に関するそれらの規定を十分に理解した上で本事業の申請手続きを行うこととしてください。
- ⑤ 補助事業に係る資料（申請書類、市が発行する文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類）は、補助事業完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日が属する年度の終了後 5 年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。ただし、取得財産等に係る財産管理台帳その他関係書類については、法定耐用年数期間中は保存してください。
- ⑥ 市は、補助事業の成果等、必要と認める事項について、交付決定者に対し報告を求めたり、調査をすることができるものとします。

目次

I. 補助金の概要	3
1. はじめに	3
2. 用語の定義	4
3. 補助事業名	4
4. 申請受付期間	4
5. 補助対象者	4
6. 補助事業	5
II. 補助金の交付に係る手続き	7
1. 基本的な申請の流れ	7
2. 交付申請について	8
3. 申請内容の変更について	8
4. 実績報告について	8
5. 補助金の請求について	9
6. 代理受領について	9
7. その他報告・調査について	10
III. その他	11
1. 事前申請相談について	11
2. 補助金の返還について	11
3. 添付書類一覧	12
4. 参考	14

Ⅰ．補助金の概要

1. はじめに

山口市は、2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言し、市民・事業者の皆様とともに脱炭素の実現に向けた取組を進めています。また、令和 4 年 11 月には、環境省が進める「脱炭素先行地域」に選定されました。

本市では、脱炭素先行地域の事業計画に掲げる太陽光発電設備の導入等を進めることにより、地域経済の活性化や持続可能なまちづくりを推進するとともに、対象エリアの脱炭素化を図るため、「山口市再エネ設備等導入事業費補助金」の交付を実施します。

本補助金の申請にあたっては、本手引き及び、次頁の関連資料等を確認の上、申請を行ってください。なお、本補助金は環境省の交付金を活用するため、年度ごとに予算額の上限があります。

本補助金の活用を希望される場合は、申請前に山口市環境政策課 地域脱炭素推進室へご相談ください。

－ 脱炭素先行地域とは －

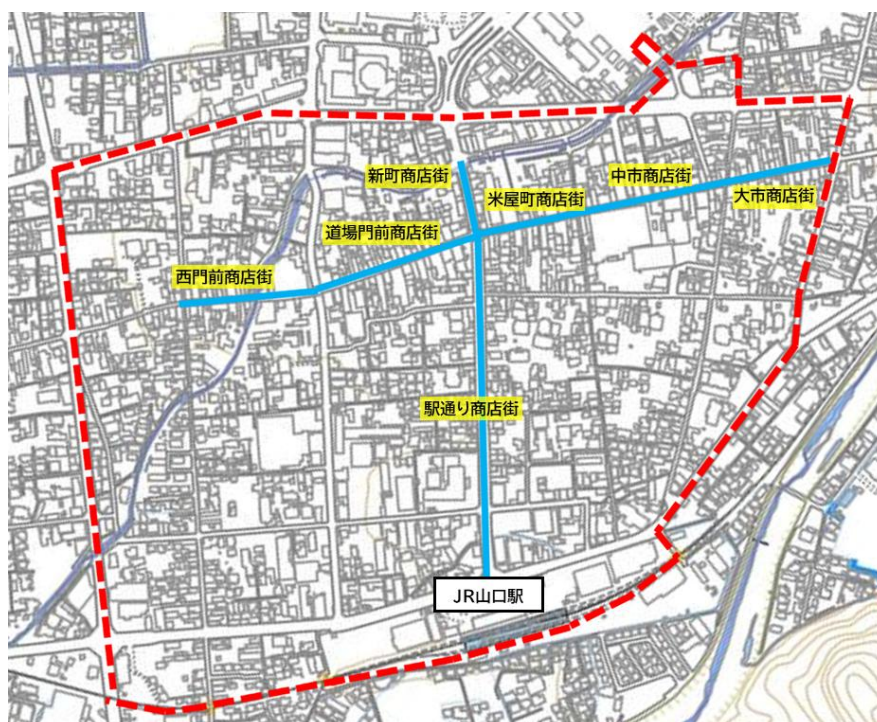
脱炭素先行地域とは、2030 年度までに民生部門※の電力消費に伴う CO2 排出の実質ゼロを実現するとともに、地域特性に応じた先行的な取組を実行し、地域課題を同時解決することで、地域の魅力と質の向上を目指す地域です。

※「民生部門」とは、「家庭部門」と「業務その他部門」に大別されます。

「家庭部門」は、家庭におけるエネルギー消費に伴う CO2 排出であり、「業務その他部門」は、事務所・ビル、商業・サービス施設（飲食店・宿泊施設なども含む）のほか、他のいずれの部門にも属しないエネルギー消費に伴う CO2 排出を指します。

脱炭素先行地域（補助対象エリア）

第 3 期山口市中心市街地活性化基本計画に掲げる中心市街地エリア（下図の赤枠内）



2. 用語の定義

本手引きにおける用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 市要綱…山口市再エネ設備等導入事業費補助金交付要綱
- (2) 国要綱…二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱
- (3) 国実施要領…地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領
- (4) 国実施要領別紙 1 …地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別紙 1
（交付対象事業となる事業（脱炭素先行地域づくり事業））
- (5) 国実施要領別表第 1 …地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別表第 1
（交付対象事業費：設備整備事業）
- (6) 店舗兼住宅等…事業活動を行う店舗又は事務所と住居を兼ねるものをいう。
- (7) 駐車場等…事業活動を行う店舗若しくは事務所又は店舗兼住宅等に付随する駐車場及び駐輪場をいう。
- (8) 店舗等…事業活動を行う店舗又は事務所、店舗兼住宅等及び駐車場等をいう。
- (9) PPA…太陽光発電販売施工事業者の費用負担により店舗等の屋根や駐車場に発電設備を設置し、当該設備を所有・維持管理しながら発電した電気を当該店舗等に供給する契約形態をいう。

3. 補助事業名 山口市再エネ設備等導入事業費補助金

4. 申請受付期間 令和 8 年 8 月 1 0 日（月）から令和 9 年 1 月 1 5 日（金）まで

※ 実績報告書を令和 9 年 2 月 15 日（月）までに提出できる事業に限ります。

※ 申請総額が各年度の予算上限額に達した時点で、受付を終了します。

5. 補助対象者

- (1) 以下①②のいずれかに該当する方が対象です。
 - ① 3 ページの補助対象エリア内に位置する店舗等の所有者、又はこれらの施設の所有者から補助事業の実施について承諾を得ている方
 - ② ①の者に対し PPA モデル又はファイナンスリース契約により設備を提供する法人
- (2) なお、上記にかかわらず、以下のいずれかに該当する方は補助金の交付対象外となります。
 - 交付申請を行う補助対象経費について、本市、国、県その他の団体から補助金等の交付を受けている方
 - 本市の市税に滞納がある方
 - 本市から指名停止措置を受けている方
 - 以下㉖～㉘のいずれかに該当する方
 - ㉖ 暴力団
 - ㉗ 暴力団員
 - ㉘ 暴力団又は暴力団員と密接な関係のある者

6. 補助事業

(1) 補助対象設備と主な補助要件

次の設備ごとの要件を満たすもので、商用化されている新品であること。

太陽光発電設備

- 発電量の50%以上を自家消費又は、脱炭素先行地域内で消費すること
- 固定価格買取制度（FIT）又は FIP の認定を取得しないこと
- ソーラーカーポートについては、太陽光発電モジュールとその他の部分（架台等）を同一の者が導入すること
- PPA やリース契約による設備導入も補助対象とする
- ペロブスカイト太陽電池は補助対象外とする ほか

蓄電池

- 原則として再エネ発電設備により発電した電気を蓄電するもの（系統用蓄電池は補助対象外）
- 平時において充放電を繰り返すことを前提とすること（非常用予備電源は補助対象外）
- 20kWh 未満の蓄電池の場合、メーカー保証は10年以上であること ほか

エネルギーマネジメントシステム(EMS)

次の（ア）（イ）のいずれかを満たすこと

- （ア）平時に省エネ効果が得られ、エネルギーの軽量・計測を行うことでデータを収集・分析・評価できる機器であること
- （イ）システム内の発電量その他データに基づく需給調整の制御に必要不可欠な機器であること。また、エネルギーマネジメントに必要なソフトウェア等、需給調整制御に必要な不可欠な最適化計算・制御を行うプログラム等も交付対象に含む。 ほか

上記はあくまで要件の一例です。詳細については、市要綱を始め、国実施要領別紙1（交付対象事業）に定める交付要件及び Q&A 集等を確認してください。

関連する資料名と URL は 14 ページの「Ⅲその他」の「4. 参考」にまとめて掲載しています。

(2) 補助対象経費

補助対象経費は、市要綱別表第2のとおりです。
工事費、設備費、業務費及び事務費が該当します。

(3) 補助金額

補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の金額です。（1,000 円未満の端数は切り捨て）

【注意事項】

- 設備の整備に伴う付帯設備等は、必要最小限度の範囲のみ補助対象となります。設備の稼働に支障がない付帯設備は補助対象外となりますので、ご注意ください。
- 屋上に太陽光発電設備を設置する際の屋上防水工事については、必要最小限の範囲（鉄骨材（架台支持材）の周囲最大 50cm まで）に限り補助対象となります。
- 既存設備の取り外し、処分が新設の設備の設置にやむを得ず必要である場合には、必要最小限度の範囲の取り外し、処分費用に限り、補助対象となります。
- 店舗等に対して補助対象設備を導入する場合は、通常の要件に加えて以下の要件を満たす必要があります。

①太陽光発電設備

発電された電力量の 30%以上を店舗又は事務所部分で自家消費した上で、当該自家消費分も含めて 50%以上を脱炭素先行地域内で消費すること。

②蓄電池

導入する設備の放電する電力量の 30%以上を店舗又は事務所部分で自家消費した上で、当該自家消費分も含めて 50%以上を脱炭素先行地域内で消費すること。

③エネルギーマネジメントシステム（EMS）

店舗又は事務所部分において国実施要領別紙 1 に掲げるエネルギーマネジメントシステムに係る交付要件を満たすこと。



～電力消費に伴う CO2 排出量実質ゼロの取組（再エネ電力の活用等）について～

本補助事業は、中心市街地の脱炭素化を目指す脱炭素先行地域の取組の一環として実施するものです。

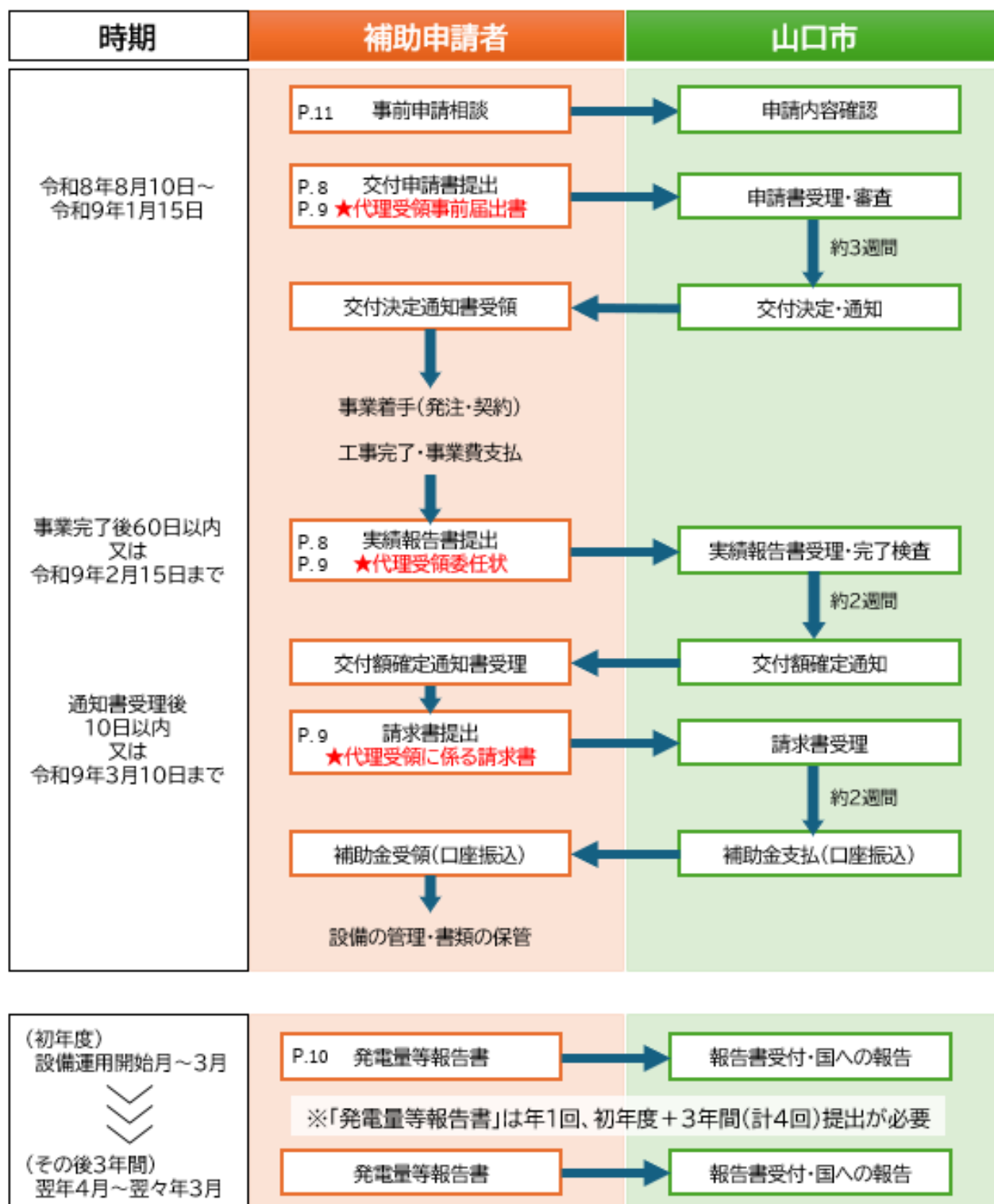
このため、補助事業を実施する店舗等については、交付要綱第 4 条第 3 項の規定に基づき、以下のいずれかの方法により、電力消費に伴う CO2 排出量を実質ゼロにする必要があります。また、実質ゼロの達成後、市へ報告してください。

- 再エネ電力メニューからの調達
- 再エネ電力証書（グリーン電力証書、再エネ電力由来 J クレジット、FIT 非化石証書又は非 FIT 非化石証書（再エネ指定））の購入

II. 補助金の交付に係る手続き

1. 基本的な申請の流れ

★代理受領制度を利用する方は別途必要



2. 交付申請について

(1) 申請受付期間：令和 8 年 8 月 1 0 日（月）～令和 9 年 1 月 1 5 日（金）

※申請額が募集上限額に達し次第、募集を終了します。

※交付決定を受ける前に着手（発注、契約、工事等）したものは、補助金の交付対象外です。

(2) 交付申請に係る提出書類

- ・ 山口市再エネ設備等導入事業費補助金交付申請書（様式第 1 号） ※押印不要
- ・ 添付書類（市要綱 別表第 1 または P.12 参照）

(3) 提出先

補助金の交付手続きに係る申請書類等は、以下の提出先に持参又は郵送にてご提出ください。
なお、申請前に一度環境政策課へ事前相談の上、申請内容の確認を受けてください。

【提出先】

〒753-8650

山口市亀山町 2 番 1 号 山口市役所 3 階

山口市環境政策課 地域脱炭素推進室 宛

3. 申請内容の変更について

申請内容を変更・中止・廃止しようとする場合や補助事業が予定の期間内に完了しない場合は、事前に変更手続きが必要です。特に、補助金の額に影響を及ぼす事項を変更する場合は、早めにご相談ください。

(1) 変更申請に係る提出書類

- ・ 山口市再エネ設備等導入事業費補助金変更・中止承認申請書（様式第 4 号） ※押印不要

4. 実績報告について

(1) 実績報告の期限

以下①・②のいずれか早い日までに、実績報告してください。

① 補助対象事業の完了後、完了日から起算して 60 日以内

② 令和 9 年 2 月 1 5 日（月）

※施工業者への支払いを完了のうえ、上記期限までに実績報告してください。

(2) 実績報告に係る提出書類

- ・ 山口市再エネ設備等導入事業費補助金実績報告書（様式第 6 号） ※押印不要
- ・ 添付書類（市要綱別表第 3 または P.13 を参照）

5. 補助金の請求について

実績報告書の提出後、市が内容を審査し、適切に実施されたと認める場合は、交付すべき補助金の額を確定し、通知します。

市からの補助金額の確定通知（連絡）後、速やかに補助金請求書を提出してください。

※国の交付金を活用する関係上、補助事業を実施した年度の3月末日までに市が補助対象者に対して補助金の振込を完了する必要があります。このため、遅くとも令和9年3月10日までに市に補助金請求書を提出してください（必着）。遅れる場合は補助金の交付ができなくなる場合があります。

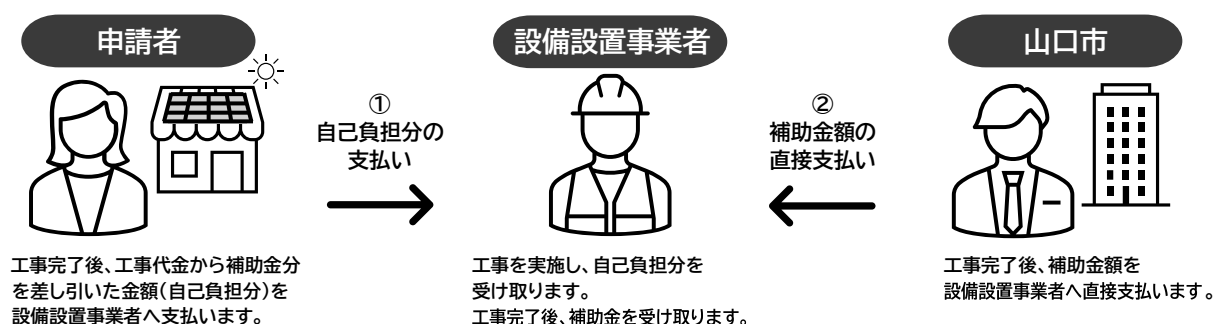
(1) 補助金の請求に係る提出書類

- ・ 山口市再エネ設備等導入事業費補助金請求書（様式第8号）

6. 代理受領について

P4「5. 補助対象者」(1) ①に該当する方は、補助金の受領を、補助事業に係る設備の設置事業者へ委任することができます。

代理受領とは、申請者との契約により工事等を実施した請負者（設備設置事業者）が、申請者の委任を受けて補助金を受領する仕組みです。通常は、申請者が一旦工事費全額を負担し、後日補助金が交付されますが、この制度を活用することにより、申請者は設備設置事業者に対して自己負担分の金額のみを支払うことができます。なお、制度利用の有無により、自己負担分の金額が変わることはありません。



(1) 代理受領を行う補助事業者（「代理受領委任者」）は、別途下記を提出してください。

- ① 交付請求の際に、交付申請書に加え代理受領事前届出書を提出してください。

- ・ 山口市再エネ設備等導入事業費補助金代理受領事前届出書（様式第10号）

- ② 実績報告の際は、実績報告書に加え代理受領委任状を提出してください。

- ・ 山口市再エネ設備等導入事業費補助金代理受領委任状（様式第12号）

- ③ 代理受領を委任された設置事業者は、代理受領委任者が補助金交付額決定通知を受けた後、代理受領に係る請求書を提出してください。

- ・ 山口市再エネ設備等導入事業費補助金代理受領に係る請求書（様式第13号）

- (2) 代理受領事前届出において、届出の内容を変更又は中止しようとするときは、代理受領変更・中止届出書を提出してください。

・ 山口市再エネ設備等導入事業費補助金代理受領に係る請求書（様式第 11 号）

7. その他報告・調査について

設備の導入後から法定耐用年数を経過するまでの間、設備の使用状況や設備導入による成果等について、市又は環境省が実施する調査等にご協力いただく必要があります。

(1) 発電量等の報告

補助金受領後、補助対象設備による発電量や自家消費量等について、年 1 回、計 4 回（導入年度を含む 4 年間分）、「発電量等報告書」を提出してください。

※ 自家消費率が 50 % 未満の状態が継続した場合は、補助金を返還していただく可能性があります。

- 報告対象期間：以下の期間とする。なお初年度は設備運用開始日から当該年度の 3 月末日までの期間とする。

【例：令和 8 年 1 2 月に設置の場合】

1 回目：令和 8 年 1 2 月～令和 9 年 3 月（4 か月間）

2 回目：令和 9 年 4 月～令和 10 年 3 月（1 年間）

3 回目：令和 10 年 4 月～令和 11 年 3 月（1 年間）

4 回目：令和 11 年 4 月～令和 12 年 3 月（1 年間）

※ 5 回目以降の報告は原則不要ですが、不定期で報告を求めることがあります。

※ 毎年の発電量等については、法定耐用年数（17 年間）を経過するまで記録・保管が必要です。

- 報告期限：報告対象期間終了後、2 か月以内（5 月末日）までに提出してください

【例：令和 8 年 1 2 月に設置の場合】

1 回目（令和 8 年 1 2 月～令和 9 年 3 月分）：令和 9 年 5 月末日までに提出

2 回目以降の報告：毎年 5 月末日までに提出

- 提出先：山口市環境政策課（本庁舎 3 階）へ持参又は郵送、若しくは電子メール送信

◇ 郵送の場合：補助金交付申請の送付先と同じ（※詳細は P.8 参照）

◇ 電子メール：kankyo@city.yamaguchi.lg.jp

メールのタイトルに「脱炭素補助金報告（申請者名）」を記載してください。

Ⅲ. その他

1. 事前申請相談について

交付申請前に、山口市環境政策課で申請内容の確認を受けてください。

また、申請前チェックとして、以下 URL の「市要綱 チェックリスト」により、共通項目から対象設備に関する項目まで、すべてに該当していることを確認してください。（非該当の項目がある場合は、補助の交付対象となりませんので、ご注意ください。）

市要綱 チェックリスト

<https://www.city.yamaguchi.lg.jp/uploaded/attachment/125187.xlsx>

2. 補助金の返還について

申請者が以下①～④のいずれかに該当する場合、補助金に係る交付決定を取り消すとともに、受領済みの補助金のうち取消対象となった額を返還していただくことがあります。

- ① 市要綱に違反したとき
- ② 補助金の申請に偽りその他不正行為があったとき
- ③ 補助金交付決定の際に付した条件に違反したとき
- ④ その他、市長が補助金の交付決定を取り消す必要があると認めたとき

3. 添付書類一覧

交付申請・実績報告時には下記の添付書類が必要となります。

(1) 交付申請時（「市要綱 別表第 1」 抜粋）

補助対象設備	添付書類	確認
太陽光発電設備、蓄電池、エネルギーマネジメントシステム (EMS)	(1) 本人確認書類 (申請者が個人の場合は住民票の写し又はこれに代わるもの、法人の場合は現在事項若しくは履歴事項証明書の写し又はこれに代わるもの)	
	(2) 補助対象設備を設置しようとする施設等の位置図	
	(3) 補助対象設備の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できる書類。以下同じ。）又はこれに代わるもの	
	(4) 補助対象設備を設置する建物の全部事項証明書の写し（建物以外に設置する場合を除く。）ただし、所在欄等の記載事項と当該施設の所在表示が異なる場合は、同一の施設であることを証する書類。また、新築する建物への設置等により建物に係る全部事項証明書を取得できない場合は、設置場所の土地に係る全部事項証明書をもちてこれに代える。	
	(5) 補助金の交付を受けようとする者が補助対象設備を設置しようとする施設の所有者でない場合は、山口市再エネ設備等導入事業費補助金を活用して設備を導入することに関する同意書(市要綱別紙 1)	
	(6) 補助事業の総額及び内訳がわかる書類	
	(7) 補助事業の工程表	
	(8) CO ₂ 削減効果の算定根拠資料（蓄電池を除く。）	
	(9) PPA 又はファイナンスリース契約により設備を導入しようとする場合は、サービス料金又はリース料金から補助金額相当額が控除されていることがわかる書類	
	(10) 補助対象設備のカタログ等仕様が分かる書類	
	(11) 市税の滞納のないことの証明書	
	(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類	

(2) 実績報告時（「市要綱 別表第 3」抜粋）

補助対象設備	添付書類	確認
共通	(1) 契約書の写し	
	(2) 補助対象事業に係る支出を証する書類の写し	
	(3) 補助対象事業に係る経費の内訳がわかる書類	
	(4) 本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間終了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類	
	(5) その他市長が必要と認める書類	
太陽光発電設備	(1) 導入設備の次の部分について、設置後の写真 ア 全ての太陽電池モジュール イ パワーコンディショナ ウ 標識（屋根置き等又は 20kW 未満の太陽光発電設備を除く。） エ 銘板等	
	(2) 導入設備の実際の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できる書類。以下同じ。）又はこれに代わるもの	
	(3) 太陽電池モジュールの公称最大出力及びパワーコンディショナの定格出力が分かる書類の写し（メーカーが発行する保証書、納品書、出荷証明書、カタログ等）	
蓄電池	(1) 導入設備の次の部分について、設置後の写真 ア 蓄電池本体 イ パワーコンディショナ ウ 蓄電システム付帯の DC / DC コンバータ エ 銘板等	
	(2) 導入設備の実際の設置図又はこれに代わるもの	
	(3) 蓄電池の蓄電容量及びパワーコンディショナの定格出力が分かる書類の写し（メーカーが発行する保証書、納品書、出荷証明書、カタログ等）	
エネルギーマネジメントシステム (EMS)	(1) 導入設備の設置後の写真（銘板等）	
	(2) 導入設備の実際の設置図又はこれに代わるもの	
	(3) 導入設備の仕様がわかる書類の写し（メーカーが発行する保証書、納品書、出荷証明書、カタログ等）	
	(4) 導入前後の 30 分ごとの計測データ	

4. 参考

< 関連資料 >

- 市要綱【山口市再エネ設備等導入事業費補助金交付要綱】
<https://www.city.yamaguchi.lg.jp/uploaded/attachment/124933.pdf>
- 国要綱【二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱】
<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/1-1-CDS-kofu-yoko.pdf>
- 国実施要領【地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領】
<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/2-1-CDS-jisshi-yoko.pdf>
- 国実施要領別紙1【地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領 別紙1】
（交付対象事業となる事業（脱炭素先行地域づくり事業））
<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/2-2-CDS-jisshi-yoko-ex1-senko-chiiki-taisho-yoken.pdf>
- 国実施要領別表第1【地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領 別表第1】
（交付対象事業費：設備整備事業）
<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/2-4-CDS-jisshi-yoko-appx1-4-taisho-keihi.pdf>
- 地域脱炭素推進交付金 Q&A 集（脱炭素先行地域づくり事業）
<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/preceding-region/DSC-KOUFUKIN-faq.pdf>